

## 都城市女性活躍促進事業業務委託 仕様書

### 1 業務名

都城市女性活躍促進事業業務

### 2 目的

令和3年度の市民意識調査では、女性の就業率は高い一方で、非正規雇用の割合が高く、結婚・出産・育児に伴う離職・再就職（M字カーブ）も依然として課題となっている。

このため、女性が継続して働き、また再就職できる環境づくりや、多様な働き方の支援が求められている。さらに、価値観や働き方が多様化する中で、創造性や専門性を活かした実効性の高い取組が必要である。

本事業は、子育て世代を中心とした、働く意欲を持つ女性の能力を十分に発揮できるよう、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を考える機会を提供し、その実現のための技術の習得、スキルアップの支援を行うことで、女性の所得向上や職業生活における活躍を図ることを目的とする。

なお、本事業は、本市の女性が活躍する場を継続的に創出するため、セミナー等への参加だけを目的とするものでなく、本業務と本業務以外の提案者による自社事業との相乗効果により地域に根ざした女性活躍の場の形成を図るものである。

### 3 実施内容

- (1) スタートアップセミナーの開催（1回）及び広報・参加者募集
- (2) スキルアップ等講座の開催（全12回×1クール）及び広報・参加者募集
- (3) スキルアップ等講座受講生に対する、仕事の紹介や資格取得等に関する情報提供など、収入に繋がる具体的な支援
- (4) 報告書類作成

### 4 成果物

受注者は、業務の成果物として、スタートアップセミナー及び講座の実績記録や分析結果、実施状況写真、支援状況、参加者等の起業・就業状況等の報告書類とともに、同内容を記録した電子データ（CD）一式を発注者に提出すること。

### 5 実施方法

次に掲げる概要に沿って実施すること。また、各事業は、育児中の女性が参加することを考慮し、全ての会場に託児所又はそれに準ずるものを設けることとする。また、参加者等にアンケートを実施し、求められる支援のあり方や開催日程、開催方法等を把握し、契約金額の範囲内で改善することとする。

- (1) スタートアップセミナーの開催（1回）及び広報・参加者募集

#### ア 内容

多様な働き方（在宅ワーク等）、創業（宅内起業含む）、就業などの新しい働き方を考えるきっかけを作り、第3項第2号への参加につながるような内容のセミナー（トークセッションやパネルディスカッション等）を実施する。

イ 回数

開催日を決め1回開催するものとする。

ウ 日時

令和8年9月中に開催すること。

なお、具体的な日付は、平日・土日含めて効果的な日時を設定すること。

エ 場所

会場については、委託者が設定する。なお、会場使用料は、受講生に対して負担を求めてはならない。

オ 対象者及び募集人数

原則、都城市内に居住する妊娠中又は子育て世代の女性若しくは都城市内での起業・就業を考えている女性

1回の開催につき50名程度。ただし、上限を定めるものではない。

カ 広報・参加者募集

広報・参加者募集に当たっては、チラシ等を作成するほか、SNSを活用するなど、受注者の工夫により効果的に実施すること。また、周知に当たっては、発注者と協議を行うこととする。

キ 参加費

無料とする。

ク その他

スタートアップセミナー参加者に対して、スキルアップ等講座の周知活動等を積極的に実施し、講座の参加につながるようなアプローチを行う。

(2) スキルアップ等講座の開催及び広報・参加者募集

ア 内容

多様な働き方のきっかけとなるような、様々なスキルを活用できる人材を育成する講座を実施する。内容については、時代の流れやニーズに沿ったものとする。

イ 回数

全12回の講座を1クール

ウ 日時

令和8年10月から12月にかけて実施すること。

なお、具体的な日付は、平日・土日含めて効果的な日時を設定すること。

エ 場所

会場については、委託者が設定する。なお、会場使用料は、受講生に対して負担を求めてはならない。

オ 対象者及び募集人数

原則、都城市内に居住する妊娠中又は子育て世代の女性若しくは都城市内での起業・就業を考えている女性

1クールにつき10名。ただし、上限を定めるものではない。

カ 広報・参加者募集

広報・参加者募集に当たっては、チラシ等を作成するほか、SNSを活用するなど、受注者の工夫により効果的に実施すること。また、周知に当たっては、発注者と協議を行うこととする。

キ 受講料

原則無料とする。ただし、資料代、材料代等に関しては、受講生に対し負担を求めてもよいものとする。

- (3) スキルアップ等講座受講生に対する、仕事の紹介や資格取得等に関する情報提供など、収入に繋がる具体的な支援

ア スキルアップ等講座受講生に対して、継続的な支援（仕事の紹介、資格取得等に関する情報提供等）を実施し、起業・就業等へとつながる支援を行う。

イ 育児や仕事の両立のための支援や、活動拠点を中心としたコミュニティ形成など、地域に根ざした女性活躍の場の形成を図るための支援を行う。

- (4) 報告書類作成

セミナー及び講座の実績記録、分析結果、実施状況写真、支援状況、参加者等の起業・就業状況等についてまとめた報告書類を作成する。

## 6 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 本業務の事業効果が高まる講師の選定、必要に応じたスタッフなど人員の確保、提案内容に応じた必要経費を確保し、円滑な事業の運営を行うこととする。
- (2) 本業務は、継続的な女性活躍の場の創出を図ることを目的の一つとしているが、事業実績についてはアウトプット（参加者数）ではなく、アウトカム（起業家、就業者数）を成果として求める。
- (3) 契約期間中は、商工政策課とスムーズに連絡が取れる体制を構築することとする。
- (4) 契約締結後、すぐに広報活動に入れるよう準備しておくこととする。

## 7 必要事項の補充

本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において、受注者が補充するものとする。

## 8 その他の要件

- (1) 委託業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況や報告を求めることができる。
- (2) 事業を実施する中で、内容に追加や変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、委託契約の内容の変更をすることができる。
- (3) 各業務の実施において、応募人数が募集人数を下回る場合は、発注者と受注者とが協議の上、実施又は中止について決定するものとする。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上、定めることとする。